

大口町こども条例案

目次

前文

第1章 総則

第2章 こどもの権利

第3章 こどもの権利の保障

第4章 こどもに関する基本的な施策等

第5章 こどもに関する施策の推進

第6章 条例の見直し

第7章 雜則

大口町に生まれ育つこどもたちの健やかな成長と未来を願い「こども条例」を制定するにあたり、まちに住む20人の有志のこどもたちが4つの班に分かれ、条例の目的である全てのこどもたちが幸せに暮らすことができるまちの実現を目指し、大切なこと、望む未来の姿について1人1人が思いや願いを出し合い、4つの前文を作成しました。

こどもたちが、それぞれの個性や思いを尊重し、協力して創りあげた前文は、条例の主役であるこどもたちの大切な想いが詰まった未来を紡ぐ贈り物であるため、条例の基本理念として4つの前文をそのまま記します。

私たちの町大口は、さくらが美しく自然豊かな町です。

また、人がやさしく、あいさつが飛び交う町です。

子どもが、笑顔になれるいこいの場所がたくさんあります。

子どもは自分の意見をおもうままに大人に伝えやりたいと思ったことができます。

そして学ぶための場所が多くあります。

わたしたち子どもは、いつも笑顔でいることができます。 いこいの場が多くあり、自然豊かだからこそ健康で遊び学ぶことができます。 これらのかんきょうを

最大げんいかし、大人になっても住み続けたいと思える大口町の未来をめざしここにこの条例をさだめます。

わたしたちの町大口は、桜がとてもきれいで、緑ゆたかで自然がたくさんあります。また、教育も充実しています。さらに行事が多く、ボランティア活動もさかんで、とても楽しくすみやすい町です。

子どもは、幸せに生きるために、お祭りや公園などの息抜きをしながら遊べる場を必要と考え、大人の助けを求めるすることができます。また、親に「ほしい」や「いきたい」などの気持ちを言葉で表すことができます。

大人は子供の意見を尊重します。地域は子供がすこしやすい環境を作ります。

(わたしたちこどもは、)大口町は、あたたかな陽を浴びて育つ桜の木のように、豊かな自然の中で、おとなたちに見守られ、わたしたち自身でのびのびと健やかに育つことができる未来を目指します。また、次の世代のこどもたちにとっても（暮らしやすい）大口町へとつないでいきます。

私たちの町大口は、桜がきれいでせんや田畠、やさしい人が多く、いろいろなしせつがととのっている町です。

こどもは自分の意志表示をはっきり伝えることが出来て、おとなは挫折した人を助けて、頑張っている人を応援します。

私たちこどもは、田んぼや畠、桜、川などの自然や、優しい町民たちを守りつつ、駅などの公共施設や商業施設をより発展させていき、充実して住みやすい町を目指し、この条例を定めます。

私達の町大口は自然豊かで桜や田んぼ、五条川などが見られる町です。

また、公園や学校などの公共施設も充実しています。さらに、地域住民も優しく笑顔あふれる町です。

こどもは自然豊かな町の施設を活かし、地域の方々とふれあうことで、様々な

将来の可能性を広げ豊かな心を育むことができます。

大人は人との関わりや自然の大切さを教えると共に子どもの意見を尊重し、規則を守っていきます。

私達子どもは、五条川の桜や田んぼなどの美しい自然を守り、たくさんの公園やきれいな学校を最大限活かして行きます。そして、全ての世代の人がつどいさらに活気あふれる町にしていきます。

こどもたちの健やかな成長は、未来への希望です。こどもたちが思い描く、大人になっても住み続けたいと思う活気や優しい笑顔があふれ、こどもたちがのびのびと健やかに育つことができる充実して住みやすいまちであることを目指し、大口町に誇りと愛着を持ち育つこどもたちの声に耳を傾け、想いや願いを受け止め、共に考え、共に成長し、共に笑い合うことのできるまちであり続けるために、そして、こどもたちが大好きな大口町であり続けるために、大口町こども条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第77号）等の精神に基づき、子どもの権利を保障し、こどもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、全てのこどもが幸せに暮らすことができるまちの実現を目指すことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で「こども」とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることができるふさわしい人を含みます。

2 この条例で「保護者」とは、こどもを現に養育する親と里親その他の親に代わりこどもを養育する者をいいます。

3 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、こどもを対象とする学校、社会教育施設、児童福祉施設その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

4 この条例で「地域住民等」とは、大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号）第2条に定める住民及びまちづくりの担い手で、こども以外のものをいいます。

5 この条例で「事業者」とは、事業活動を行う全ての人や団体をいいます。

第2章 こどもの権利

(こどもにとって大切な権利)

第3条 こどもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、あらゆる場面で、権利の主体としてこどもの権利が保障され、次に掲げる権利が特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、安心して幸せに暮らすこと。
- (2) 愛情と理解を持ってはぐくまれること。
- (3) 健康に生き、適切な医療が受けられること。
- (4) いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力から心や体が守られること。
- (5) 障がい、民族、国籍、性別その他のこども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (6) 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めるこ
 - と。
- (7) プライバシーが守られること。
- (8) 個性が認められ、人格が尊重され、自分らしく生きること。
- (9) 自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること。
- (10) 年齢や発達の程度に応じて自分に関する事を自分で決めることができ、必要に応じて適切な支援を受けること。
- (11) 学ぶこと。
- (12) 遊ぶこと。
- (13) 文化、芸術、スポーツや自然に親しむこと。
- (14) 安心できる居場所が確保され、心や体を休めることができること。
- (15) 自分の意見を表明すること。

- (16) 意見を表明するために、必要な支援を受けられること。
- (17) 表明した意見について、年齢や発達の程度に応じてふさわしい配慮がなされ、尊重されること。

第3章 こどもの権利の保障

(町の責務)

第4条 町は、国、他の公共団体及び関係機関と協力して、子どもの権利が保障されるよう努め、こどもに関する施策を総合的に実施しなければなりません。

2 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行わなければなりません。

(保護者による権利の保障)

第5条 保護者は、子どもの養育についての第一義的な責任を有していることを認識し、子どもの年齢や発達の程度に応じた養育に努めなければなりません。この場合において、保護者は、必要に応じて町やその他関係機関に相談し、支援を求めるることができます。

2 保護者は、子どもの思いや願いを受け止め、一緒に考え、話し合い、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮するよう努めなければなりません。

(育ち学ぶ施設の関係者による権利の保障)

第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの年齢や発達の程度に応じた指導や必要な支援に努めなければなりません。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、いじめ、虐待、体罰等からこどもを守るため、関係機関と連携、協力し、その未然防止や解決に向けて努めなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの思いや願いを受け止め、相談に応じ、子どもの意見を尊重するよう努めなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが安全に安心して学び、活動できるよう、環境整備に努めなければなりません。

(地域住民等による権利の保障)

第7条 地域住民等は、こどもが地域社会とのかかわりの中で豊かな人間性を育む

ことを認識し、必要な支援に努めなければなりません。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力や犯罪からこどもを守るため、地域一体となってこどもを見守り、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。

(事業者による権利の保障)

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備に努めなければなりません。

第4章 こどもに関する基本的な施策等

(子どもの意見表明や参加の促進)

第9条 こどもは、自分の意見を表明することができ、それが尊重されます。

2 町は、こどもが意見を表明したり、多様な社会的活動に参加したりする機会を設けるとともに、子どもの年齢や発達の程度に応じて子どもの意見を尊重しなければなりません。

3 町、保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民等は、こどもが家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、意見表明や参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。また、子どもの年齢や発達の程度に応じた意見の聴き方や意見が尊重されるよう努め、年齢、発達の程度その他の理由によって自らの意見を表明できないこどもに対しては、その意見を汲み取り、必要に応じてその意見の表明を支援するよう努めなければなりません。

(子どもの居場所づくり)

第10条 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等、事業者及び関係機関と連携、協力し、様々な特性を持つこどもが身近な地域において、各々に合った居場所を切れ目なく持つことができるよう、子どもの視点で、子どもの声を聴きながら、こどもが安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるよう努めなければなりません。

2 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等、事業者及び関係機関と連携、協力し、こどもが様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や遊びの機会に接することができるよう努めなければなりません。

(子育て家庭への支援)

第11条 町は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

(支援を必要とすることもや家庭への支援)

第12条 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等及び事業者と連携、協力し、障がいのあるこども、外国籍のこども、経済的に困難な事情にある家庭のこどもその他の支援を必要とするこどもとその家庭の把握に努めるとともに、その状況や環境に応じた支援を総合的かつ一体的に行わなければなりません。

(地域への支援)

第13条 町は、子どもの権利保障に資する地域活動を支援し、連携、協力するよう努めなければなりません。

2 地域住民等は、こどもに関わることについて、町その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

(育ち学ぶ施設への支援)

第14条 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 町、育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもの権利を理解し、保障するために、必要な支援と情報提供に努めなければなりません。

(権利侵害に関する未然防止、相談及び救済)

第15条 町は、いじめ、虐待、体罰等の未然防止と早期発見に取り組まなければなりません。

2 いじめ、虐待、体罰等を受けている又はそのおそれがある子どもを発見した者は、ただちにこれを町や関係機関に通報しなければなりません。

3 町は、いじめ、虐待、体罰等子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関と連携、協力し、こどもを速やかに救済するために必要な支援を行い、解決するよう努めなければなりません。

4 町は、こどもやその保護者が権利侵害とその救済に関する問題について、安心して相談し、救済を求めることができる体制の整備と充実を図り、その情報提供

に努めなければなりません。

(広報及び啓発)

第16条 町は、子どもの権利、この条例の理念及び内容について、広く知らせることにより普及に努めなければなりません。

第5章 子どもに関する施策の推進

(子ども総合計画)

第17条 町は、子どもに関する施策を総合的に推進するための子ども総合計画を策定します。

- 2 子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。
- 3 町は、子どもに関する計画を策定するときや見直すときは、子どもを含めた地域住民等や大口町子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、その意見が反映されるよう努めなければなりません。
- 4 町は、前項の子ども総合計画を策定したときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

第6章 条例の見直し

(条例の見直し)

第18条 町は、この条例の目的を達成するため、子どもを取り巻く環境や社会の変化を勘案して必要があると認めるときは、その見直しを行うものとします。

- 2 町は、前項の見直しをしようとするときは、子どもを含めた地域住民等や大口町子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、その意見が反映されるよう努めなければなりません。

第7章 雜則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。